

駐車監視員活動ガイドライン

【高輪 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	国道15号	第一京浜	高輪2-19先	高輪4-24先ハツ山橋交差点	7-22	
2	国道1号	桜田通り	高輪1-3先魚籃坂下交差点	高輪3-11先	7-22	
3	都道	谷町志田町線	白金1-2先	高輪1-3先白金一丁目交差点	7-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道312号	目黒通り	白金2－5先清正公前交差点	白金台5－23先上大崎交差点	7－22	
2	主要地方道316号	海岸通り	港南3－1先五色橋	港南4－6先天王洲大橋	7－22	
3	都道	伊皿子通り	高輪1－1先	高輪2－15先泉岳寺交差点	7－22	
4	都道	三光通り	白金1－29先白金1丁目交差点	白金6－1先	7－22	
5	区道	二本榎通り	高輪1－5先伊皿子交差点	高輪3－13先品川駅前交差点	7－22	
6	都道	外苑西通り	白金台4－9先白金台交差点	白金6－22先	7－22	
7	都道	旧海岸通り	港南1－3先高浜橋	港南2－10先天王洲橋	7－22	
8	都道	新港南橋通り	港南1－5先	港南3－8先	7－22	
9	区道	高浜運河通り	港南3－4先	港南4－5先	7－22	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(第一京浜、桜田通り、谷町志田町線)周辺	7－22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	品川駅港南口駅前周辺	7－22	
2	海岸通り周辺	7－22	
3	五の橋通りを含む白金1・3丁目周辺地域	7－22	
4	外苑西通り(プラチナ通り)及びその周辺地域	7－22	
5	天神坂を含む高輪1丁目地域	7－22	